** 2015年　9月（第3版　新記載要領に基づく改訂）　　届出番号：　23B1X00023000500
＊2012年　5月（第2版）

機械器具　(36) 医療用ピンセット
一般医療機器　眼科用ピンセット　JMDN16209001

カストロビエホ縫合鑷子

**【形状・構造及び原理等】

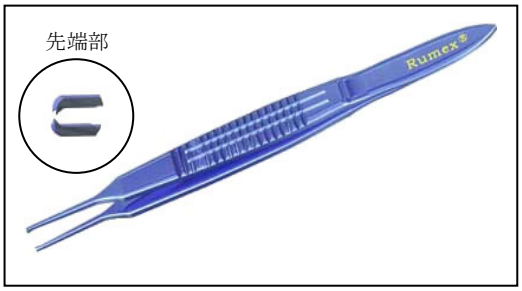

1.体に接触する部分の組成

**鑷子　：チタン合金、炭化タングステン

2.寸法及び質量

全長	：109㎜(L)
先端部ティース	：0.12㎜(L)
先端部プラットホーム	：6㎜(L)
質量	：8.5g

【使用目的又は効果】

眼組織及び周辺組織の把持、操作、圧迫、引っ張り又は結合に用いる機器をいう。本品は再使用可能である。

【使用方法等】

使用方法(操作方法)

1. 本器具は使用する前に必ず滅菌処理をします。(**【使用上の注意】**の 1.重要な基本的注意(3)滅菌及び**【保守・点検に係る事項】**の 1.滅菌の項を参照のこと。)
2. 使用後は、洗浄、乾燥後、次回の使用に支障のない状態で保管します。(**【使用上の注意】**の 1.重要な基本的注意(2)洗浄(クリーニング)及び**【保管方法及び有効期間等】**の項を参照のこと。)

【使用上の注意】

1.重要な基本的注意

・手術に先立ち、予期される効果と有害事象等について十分に説明すること。
・術中は不用意に体（特に頭部）を動かさないように、患者に指示すること。

(1)取り扱い

・折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力(応力）を加えないこと。

(2)洗浄(クリーニング)

・洗浄に関しては、**【保守・点検に係る事項】**の 2.洗浄(クリーニング)の項に従って行うこと。
[誤った洗浄方法により、組織侵襲、感染症等を招く恐れがある。]

(3)滅菌

・滅菌に関しては**【保守・点検に係る事項】**の 1.滅菌の項に従って行うこと。
[誤った滅菌方法により、感染症を招く恐れがある。]

2.相互作用

併用注意

・電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があり、また器具の表面を損傷するため、併用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

貯蔵・保管

・水のかからない場所に保管すること。
・直射日光や湿度の高い環境を避け、室温にて保管すること。
・清潔で乾燥した場所に、荷重の掛からない状態で保管すること。
・化学薬品、有機溶剤の保管場所や腐食性ガスの発生する場所には保管しないこと。
・空気中に塩分、イオウ分、多量のホコリを含む場所には保管しないこと。
・振動、衝撃が加わらず、傾斜のない場所に保管すること。
・結露させないこと。

【保守・点検に係る事項】

使用者による保守点検事項

医療機器の使用・保守の管理責任は使用者にある。

1.滅菌

・手術に使用する前には、器具の滅菌を必ず済ませておくこと。
・滅菌前には、必ず器具の洗浄(クリーニング)を行い、汚れや付着物を除去しておくこと。
・滅菌済みの器具は十分冷ました後、清潔で乾燥した場所に、荷重の掛からない状態で保管すること。
・術前の滅菌（**【使用方法等】**の使用方法(操作方法)）の条件：次の条件下で滅菌すること。

高圧蒸気滅菌の条件

＊例）滅菌温度：132℃　12分

＊・高圧蒸気滅菌による滅菌は、135℃以下で行うこと。

2.洗浄(クリーニング)

・使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないように、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
・洗浄剤を使用する場合は、酵素洗浄剤を使用し、他の洗浄剤を使用しないこと。(詳細は使用する洗剤に添付の説明書を参照のこと。)
・金属たわし、クレンザー（磨き粉)、塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので、絶対に使用を避けること。
・洗浄装置（超音波洗浄装置等）で洗浄する場合は、鑷子が接触して損傷しないように注意すること。
・生理食塩水等の塩分が残らないように十分に濯ぎをすること。
・酵素洗浄剤を使用して一次洗浄を行った後は濯ぎを十分に行うこと。
・洗浄後は、腐食防止のため、直ちに乾燥させること。

3.一次消毒に係る注意

・使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、感染防止のために洗浄・消毒すること。
・使用後に一次消毒を行う場合は、グルタラール製剤を使用し、フタラール製剤等の他の薬剤を使用しないこと。（詳細は使用する製剤に添付の説明書を参照のこと。）
・グルタラールの蒸気は粘膜を刺激するので、必ずゴーグル、マスク等の防護具を装着するとともに室内の換気を十分に行うこと。
・グルタラールにはタンパク凝固性があるので、一次消毒の前に必ず予備洗浄を行って付着物をしっかり除去し、水切りをした後に消毒液を使用すること。
・グルタラール製剤を使用して一次消毒を行った後は濯ぎを十分に行うこと。
［濯ぎが不十分な場合、器具との接触部位に炎症を発生する恐れがある。］

4.保守・点検

・使用前に、汚れ、傷、曲がり、刃の損傷、可動部の動き等に異常がないか点検すること。
・修理、メンテナンス等のため器具を(株)ニデックに返却する前には、**【使用上の注意】**の 1. 重要な基本的注意の(2)洗浄（クリーニング）、**【保守・点検に係る事項】**の使用者による保守点検事項の 1. 滅菌の項目を参照して、器具を洗浄し、高圧蒸気滅菌法にて滅菌すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元　：株式会社ニデック
電話番号　：0533-67-6151（代）